

財務省告示第三百十六号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵 省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平 成十七年八月二十二日に発行する利付国債の発行 条件等を次のとおり告示する。	平成十七年八月十九日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記	二 発行の根拠	の法律及びそ	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額
<p>利付国庫債券（十年）（第二百七十回）</p> <p>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため</p> <p>の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）</p> <p>第二条第一項及び財政融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項</p> <p>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下</p> <p>「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替</p> <p>用を日本銀行とする。</p> <p>機関は日本銀行とする。</p> <p>国債の募集の取扱い及び引受け</p> <p>を目的として組織される団体と</p> <p>の間、国債の募集の取扱い及び</p> <p>の間に国債の募集の取扱い及び</p> <p>引受けに関する契約を締結する</p> <p>方法による発行</p> <p>額、金額で一兆九千億円</p> <p>うち、財政法第四条第一項の規</p> <p>定に基づき発行する利付国債に</p> <p>ついで、額は、金額で四千八百</p> <p>二十億五千三百十万円、平成十</p> <p>七年における財政運営のため</p> <p>の公債の発行の特例等に関する</p> <p>法律第二条第一項の規定に基づ</p>								

六	七	八	九	十	十一	十二
払込金額	最低額面金	振替単位	発行の日	募集の価格	利率	経過利率

き発行する利付国債について  
 は、額面金額で一兆二千七百七十  
 億九千四百五十一万一千九百  
 六十円、財政融  
 資特別会計第一項  
 の規定に基づき発行する利付国  
 債については、額面金額で二千  
 八億五千五百四十九万七千六  
 百九十九円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。〇  
 平成十七年八月二十二日  
 十七年八月二十二日  
 額面金額百円につき九十九円五  
 角七分三厘  
 十一年三月一セント  
 国債募集引受団は、払込金  
 額に加えて、次の算式により算  
 出した金額を第十九号の規定  
 する。〇  
 額に  
 する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{63}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるに  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式よ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 において取得する者が非居住

十三 初期利子

者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出し、た金額に当該非居住者又は外国税務控除の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十七年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十七年八月四日から平成十七年八月六日まで

十九 払込期日

平成十七年八月二十二日